

記入例

様式コード
2 2 2 5

健康保険
厚生年金保険
(兼)厚生年金保険

被保険者報酬月額算定基礎届
70歳以上被用者算定基礎届



1 令和 7 年 7 月 1 日提出

2 0 0 ケ イ ト

3 〒168-8500 東京都杉並区高井戸3-2-1 株式会社 健保産業 代表取締役社長 健保 良一 03 (5432) 6789

4 社会保険労務士記載欄 氏名等

項目名	① 被保険者整理番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 適用年月		⑤ 個人番号 [基礎年金番号] ※70歳以上被用者の場合のみ		
	給与支給月	給与計算の基礎日数	⑪ 通貨によるもの額	⑫ 現物によるもの額	⑬ 合計 (⑪+⑫)	⑭ 総計(一定の基礎日数以上の月のみ)	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額	⑰ 備考		
項目1	5 18	年金 一郎	5-300504	6 7	9	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	1 70歳以上被用者算定 (算定基礎月: 月 月) 2. 二以上勤務		
1	7 4	110	110	6 9	5	19	125,200	0	125,200	254,300	3 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等
	8 5	13	118,800	0	118,800				127,150	6. 短時間労働者(特定適用事業所等) 7. パート	
	9 6	20	129,100	0	129,100					8. 年間平均 9. その他(11)	
項目2	40	年金 花子	5-631025	7	9					1 70歳以上被用者算定 (算定基礎月: 月 月) 2. 二以上勤務	
2	5 4	200	200	6 9	5	31	206,000	4,600	210,600	655,800	3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等
	6 5	30	224,000	4,600	228,600				218,600	6. 短時間労働者(特定適用事業所等) 7. パート	
	7 6	31	212,000	4,600	216,600				216,600	8. 年間平均 9. その他(15)	
項目3	50	年金 五郎	5-591213	7	9					1 70歳以上被用者算定 (算定基礎月: 月 月) 2. 二以上勤務	
3	5 4	118	118	6 9	5	16	124,800	0	124,800	366,600	3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等
	6 5	15	117,000	0	117,000				122,200	6. 短時間労働者(特定適用事業所等) 7. パート	
	7 6	16	124,800	0	124,800					8. 年間平均 9. その他(16)	
4											
5											

左記の項目1~3では次の例をお示しています。
 1: 支払基礎日数が17日未満の月がある70歳以上被用者の例
 2: 食事が現物で支給されている例
 3: 4月・5月・6月の支払基礎日数が15日以上17日未満のパートタイマーの例

- 1 届書提出日を記入してください。
- 2 事業所整理記号を必ず記入してください。
- 3 事業所情報を記入してください。
- 4 「⑩備考」欄には、該当する項目がある場合、○で囲んでください。
- 5 被保険者整理番号を必ず記入してください。
- 6 定時決定年月を記入してください。
- 7 従前の標準報酬月額を記入してください。
- 8 4月・5月・6月の各月に受けた報酬の支払対象となった日数を記入してください。
- 9 「⑪通貨」「⑫現物」欄には、4月・5月・6月の各月に通貨および現物で支払われた報酬、「⑬合計」欄には各月の合計額を記入してください。
- 10 「⑭総計」欄には、支払基礎日数が17日以上かつ1を総計した額を記入してください。「⑮平均額」欄には、総計を該当月数で割った額を記入してください。
 ※1
 1. 短時間就労者(パートタイマー)で支払基礎日数がすべて17日未満であるが15・16日以上のある場合は15日以上の月が対象
 2. 短時間労働者で支払基礎日数がすべて11日以上のある場合はすべての月が対象
 3. 短時間労働者で支払基礎日数に11日未満の月がある場合は11日以上のある月が対象
- 11 70歳以上被用者に該当する場合は、個人番号または基礎年金番号を記入し、「1. 70歳以上被用者算定」を○で囲んでください。
- 12 3月以前にさかのぼった昇給の差額分または3月以前の給与を4月・5月・6月に支給した場合、支給した月とその金額を記入してください。
- 13 4月・5月・6月中に食事、住宅、通勤定期券等の現物給与の支給がある場合は、金銭に換算して記入してください。食事、住宅等については「厚生労働大臣が定める現物給与の価額」に基づきます。
- 14 「⑯修正平均額」欄には、遅配分給与の支払いや昇給がさかのぼったことにより、対象月中に差額分(「⑧選及支払額」)が含まれている場合は、差額分を除いた平均額を記入してください。
- 15 現物給与の支給の名称を「9. その他」欄に記入してください。
- 16 「7. パート」を○で囲んでください。

※ ⑨支給月とは、給与の対象となった計算月ではなく実際に給与の支払いを行った月となります。